

# 第104回安来市議会定例会（令和7年・令和8年） 3月定例会議議案（条例関係等）説明資料

番号	議案名	ページ
議第33号	安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	2
議第34号	安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	3～19
議第35号	安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について	20～62
議第36号	安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について	63・64
議第37号	安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	65～67
議第38号	安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	68～70
議第39号	安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	71
議第40号	安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について	72
議第41号	安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について	73・74
議第42号	安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	75・76
議第43号	安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	77～79
議第44号	安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	80
議第45号 議第46号	市道路線の認定について 市道路線の変更について	81～83

議第33号

安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定  
 について 説明資料

総務部人事課

第1条関係（安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）（\_\_\_\_\_改正部分）

改 正 後	改 正 前
第6条 安来市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「100分の141」及び「100分の146」を「 <u>100分の157.5</u> 」に改める。	第6条 安来市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「100分の141」及び「100分の146」を「 <u>100分の143.5</u> 」に改める。

第2条関係（安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正）（\_\_\_\_\_改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2条 安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を次のように改正する。 第4条第2項中「100分の141」及び「100分の146」を「 <u>100分の157.5</u> 」に改める。	第2条 安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を次のように改正する。 第4条第2項中「100分の141」及び「100分の146」を「 <u>100分の143.5</u> 」に改める。

議第34号

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

市民生活部市民課

( \_\_\_\_\_ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、<u>介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額</u>(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び<u>介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)) _____                      _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2～4 〔略〕

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.96を乗じて算定する。

2 〔略〕

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について31,390円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日

2～4 〔略〕

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.31を乗じて算定する。

2 〔略〕

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について30,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日

以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 20,880円

(2) 特定世帯 10,440円

(3) 特定継続世帯 15,660円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.53を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,340円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,790円

(2) 特定世帯 3,395円

以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 21,100円

(2) 特定世帯 10,550円

(3) 特定継続世帯 15,825円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,920円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,080円

(2) 特定世帯 3,040円

(3) 特定継続世帯 5,092円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.37を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,480円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,540円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,250円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(3) 特定継続世帯 4,560円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,490円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,980円とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 780円
- (2) 特定世帯 390円
- (3) 特定継続世帯 585円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ

て得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,973円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,616円

(イ) 特定世帯 7,308円

(ウ) 特定継続世帯 10,962円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,238円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,753円

(イ) 特定世帯 2,377円

(ウ) 特定継続世帯 3,565円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,036円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,878円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

て得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,770円

(イ) 特定世帯 7,385円

(ウ) 特定継続世帯 11,078円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,244円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,256円

(イ) 特定世帯 2,128円

(ウ) 特定継続世帯 3,192円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,343円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,486円

被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 875円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 546円

(イ) 特定世帯 273円

(ウ) 特定継続世帯 410円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,695円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,440円

(イ) 特定世帯 5,220円

(ウ) 特定継続世帯 7,830円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,550円

(イ) 特定世帯 5,275円

(ウ) 特定継続世帯 7,913円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,170円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,395円

(イ) 特定世帯 1,698円

(ウ) 特定継続世帯 2,546円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,740円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,770円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 625円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 390円

(イ) 特定世帯 195円

(ウ) 特定継続世帯 293円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,460円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,040円

(イ) 特定世帯 1,520円

(ウ) 特定継続世帯 2,280円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,245円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,490円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額

が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,278円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,176円

(イ) 特定世帯 2,088円

(ウ) 特定継続世帯 3,132円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,068円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,358円

(イ) 特定世帯 679円

(ウ) 特定継続世帯 1,019円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,296円

が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,220円

(イ) 特定世帯 2,110円

(ウ) 特定継続世帯 3,165円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,784円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,216円

(イ) 特定世帯 608円

(ウ) 特定継続世帯 912円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,098円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,108円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 250円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 156円  
(イ) 特定世帯 78円  
(ウ) 特定継続世帯 117円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,709円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,848円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,556円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 996円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,590円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,650円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,695円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,551円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,585円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,136円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,170円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 188円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 313円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 500円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 625円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,338円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,230円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,568円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,460円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 \_\_\_\_\_(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額 \_\_\_\_\_)は、当該所得割額及び被保険者均等割額 \_\_\_\_\_から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3

#### 附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3

条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有す

条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有す

る場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項

る場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、                    及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、                    及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、

「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中

「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、                    及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

議第35号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

建設部建築住宅課  
健康福祉部介護保険課

第1条関係 (令和8年4月1日施行分)

( \_\_\_\_\_ 改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の名称	事務	手数料の額	区分	手数料の名称	事務	手数料の額
[略]				[略]			
税関係	[略]			税関係	[略]		
	優良住宅新築 認定申請手数料	租税特別措置法第28条の4第3 項第7号ロ若しくは第63条第3 項第7号ロ又は第31条の2第2項 第15号ニ若しくは第62条の3第 4項第15号ニに規定する住宅の 新築が優良な住宅の供給に寄 与するものであることについ ての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の 合計が100平方メー トル以下のとき 1件に つき <u>6,670円</u> 100平方メートルを超 え、500平方メー トル以下のとき 1件につ き <u>9,060円</u> 500平方メートルを超 え、2,000平方メー トル以下のとき 1件に つき <u>14,500円</u> 2,000平方メートルを 超え、1万平方メー トル以下のとき 1件に つき <u>35,000円</u> 1万平方メートルを超 えるとき 1件につき <u>46,800円</u>		優良住宅新築 認定申請手数料	租税特別措置法第28条の4第3 項第7号ロ若しくは第63条第3 項第7号ロ又は第31条の2第2項 第15号ニ若しくは第62条の3第 4項第15号ニに規定する住宅の 新築が優良な住宅の供給に寄 与するものであることについ ての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の 合計が100平方メー トル以下のとき 1件に つき <u>6,210円</u> 100平方メートルを超 え、500平方メー トル以下のとき 1件につ き <u>8,620円</u> 500平方メートルを超 え、2,000平方メー トル以下のとき 1件に つき <u>13,000円</u> 2,000平方メートルを 超え、1万平方メー トル以下のとき 1件に つき <u>35,000円</u> 1万平方メートルを超 えるとき 1件につき <u>43,000円</u>
[略]				[略]			

## 別表第2(第2条関係)

## 建築物の建築等に関する申請手数料

区分	手数料の額
1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>9,050円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>16,600円</u>
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>26,500円</u>
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>28,900円</u>
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>38,100円</u>
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>68,600円</u>
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>115,000円</u>
1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査(この項において単に	

## 別表第2(第2条関係)

## 建築物の建築等に関する申請手数料

区分	手数料の額
1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>8,600円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>15,600円</u>
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>24,700円</u>
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>26,900円</u>
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>35,500円</u>
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>63,700円</u>
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>107,000円</u>
1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査(この項において単に	

<p>「中間検査」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>31,800円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>41,400円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>42,800円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>50,100円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>51,200円</u></p>	<p>「中間検査」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>29,700円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>38,500円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>39,800円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>46,600円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>47,600円</u></p>
<p>2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者</p> <p>ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>一の工作物につき <u>18,800円</u></p> <p>一の工作物につき <u>11,700円</u></p>	<p>2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者</p> <p>ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>一の工作物につき <u>17,700円</u></p> <p>一の工作物につき <u>11,100円</u></p>
<p>3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 (ア) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 (ア) [略]</p>	<p>[略]</p>

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>21,900円</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>33,400円</u>
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>43,700円</u>
(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>46,800円</u>
(カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>59,000円</u>
(キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	<u>68,400円</u>
イ 完了検査を受けようとする建築物が法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合		
(ア) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>33,100円</u>
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>43,300円</u>
(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>46,300円</u>

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>21,000円</u>
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>32,000円</u>
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>41,000円</u>
(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>44,000円</u>
(カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>55,000円</u>
(キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	<u>64,000円</u>
イ 完了検査を受けようとする建築物が法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合		
(ア) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>30,000円</u>
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>40,000円</u>
(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	<u>43,000円</u>

(エ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	57,700円
(オ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	66,400円
[略]		
18 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。)第137条の12第11項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	[略]	
19 政令第137条の12第12項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	[略]	

備考 [略]

別表第2の3(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築基準関係規定とみなされる規定の適用を受ける建築物の確認等に関する手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2	

(エ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	53,000円
(オ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	61,000円
[略]		
18 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。)第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	[略]	
19 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	[略]	

備考 [略]

別表第2の3(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築基準関係規定とみなされる規定の適用を受ける建築物の確認等に関する手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2	

号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。))を除く。))について、建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者

ア [略]

イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省/国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。))第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項

[略]

号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。))を除く。))について、建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者

ア [略]

イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省/国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。))第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項

[略]

<p>において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>24,400円</p> <p>38,400円</p>	<p>において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>23,000円</p> <p>36,000円</p>
<p>2 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査(以下この項において単に「完了検査」という。)を受けようとする者(住宅の</p>		<p>2 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査(以下この項において単に「完了検査」という。)を受けようとする者(住宅の</p>	

品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(特定建築行為(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けた住宅について完了検査を受けようとする者を除く。)	[略]	
ア・イ [略]	[略]	
ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分(工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。以下この項において同じ。)を有する場合	[略]	
(ア) [略]	[略]	
(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		17,100円
(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの		27,900円
エ [略]	[略]	

別表第2の4(第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料

区分	手数料の額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する	

品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(特定建築行為(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けた住宅について完了検査を受けようとする者を除く。)	[略]	
ア・イ [略]	[略]	
ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分(工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。以下この項において同じ。)を有する場合	[略]	
(ア) [略]	[略]	
(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		16,000円
(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの		26,000円
エ [略]	[略]	

別表第2の4(第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料

区分	手数料の額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する	

法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「建築等計画」という。)の認定(以下この表において「建築等計画の認定」という。)又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(以下この表において「維持保全計画」という。)の認定(以下この表において「維持保全計画の認定」という。)を受けようとする者

ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合

イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)で1棟の床面積の合計が300平方メートル以内のものの場合

ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築し

47,800円(確認書又は住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において「確認書等」という。)の提出がある場合にあっては、12,700円)

112,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、23,300円)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)

71,700円(確認書等の提出がある場合にあっては、19,100円)

法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「建築等計画」という。)の認定(以下この表において「建築等計画の認定」という。)又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(以下この表において「維持保全計画」という。)の認定(以下この表において「維持保全計画の認定」という。)を受けようとする者

ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合

イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)で1棟の床面積が300平方メートル以内のものの場合

ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築し

45,000円(確認書又は住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において「確認書等」という。)の提出がある場合にあっては、12,000円)

104,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、22,000円)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)

67,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、18,000円)

<p>ようとする一戸建ての住宅の場合 又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合</p> <p>エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積の合計が300平方メートル以内のものの場合</p>	<p>169,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、<u>35,000円</u>)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</p>	<p>ようとする一戸建ての住宅の場合 又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合</p> <p>エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積が300平方メートル以内のものの場合</p>	<p>157,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、<u>33,000円</u>)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</p>
<p>2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この表において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この表において「維持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項ア の建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p> <p>イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項イ の建築等計画の認定を受けた共同住宅等</p>	<p>23,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、<u>6,350円</u>)</p> <p>建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下このイにおい</p>	<p>2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この表において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この表において「維持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項ア の建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p> <p>イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項イ の建築等計画の認定を受けた共同住宅等</p> <p>住戸の属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積</p>	<p>23,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、<u>6,000円</u>)</p> <p>104,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、<u>22,000円</u>)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端</p>

	て「変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項イに定める額(この場合において、同項イ中の場合「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と読み替えるものとする。)
ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項ウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	35,800円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(以下この項において「変更後の計画」という。)に係る確認書等の提出がある場合にあつては、9,550円)
エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下このエにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項エに定める額(この場合において、同項エ中「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る

	の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300平方メートル以内のものの場合	数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項ウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(以下この項において「変更後の計画」という。)に係る確認書等の提出がある場合にあつては、9,000円)	
エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等で建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300平方メートル以内のものの場合	157,000円(変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、33,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)	

	部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と、「維持保全計画の認定」とあるのは「維持保全計画の変更の認定」と読み替えるものとする。)	
3	[略]	[略]
4	建築等計画の変更の認定(法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者	3,170円
5	法第10条の規定に基づく建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,170円

別表第2の5(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等の手数料

区分	手数料の額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項に	

3	[略]	[略]
4	建築等計画の変更の認定(法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者	3,000円
5	法第10条の規定に基づく建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,000円

別表第2の5(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等の手数料

区分	手数料の額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項に	

において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項\_\_\_\_\_において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

b [略]

(イ)・(ウ) [略]

イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下

36,100円(住宅基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この項において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、5,000円)

[略]

[略]

非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあ

において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項及び次項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

b [略]

(イ)・(ウ) [略]

イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下

34,000円(住宅基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この項において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、5,000円)

[略]

[略]

非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあ

この表において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次表において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

つては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

241,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項\_\_\_\_において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

297,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円)

(イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次表において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が

92,100円(非住宅基準適合証の提出

この表において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次項において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

つては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

225,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

277,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)

(イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が

86,000円(非住宅基準適合証の提出

<p>300平方メートル未満のもの  b 非住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの  (ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合  a 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル未満のもの  b 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの  (エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合  a 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル未満のもの  b 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの  (オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合  a 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル未満のもの  b 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの</p>	<p>がある場合にあつては、10,000円)  115,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、<u>17,100円</u>)  71,900円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)  120,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、<u>21,200円</u>)  34,200円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)  57,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、<u>21,200円</u>)  53,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)  89,300円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、<u>21,200円</u>)</p>	<p>300平方メートル未満のもの  b 非住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの  (ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合  a 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル未満のもの  b 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの  (エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合  a 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル未満のもの  b 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの  (オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合  a 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル未満のもの  b 住宅部分の床面積の合計が  300平方メートル以上のもの</p>	<p>がある場合にあつては、10,000円)  108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、<u>16,000円</u>)  67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)  114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、<u>20,000円</u>)  32,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)  57,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、<u>20,000円</u>)  50,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)  85,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、<u>20,000円</u>)</p>
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者  ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合  (ア) 当該住宅について誘導標準</p>		<p>2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者  ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合  (ア) 当該住宅について誘導標準</p>	

<p>計算基準を用いて評価を行う場合</p>		<p>計算基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>18,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p>	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p>
<p>b [略] (イ)・(ウ) [略]</p>	<p>[略] [略]</p>	<p>b [略] (イ)・(ウ) [略]</p>	<p>[略] [略]</p>
<p>イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	<p>計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項イに定める額(この場合において、同項イ中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と、「非住宅基準適合証」とあるのは「変更後の計画に係る非住宅基準適合証」と、「住宅基準適合証等」とあるのは「変更後の計画に係る住宅基準適合証等」と読み替えるものとする。)</p>	<p>イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
		<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
		<p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1</p>	<p>225,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)</p>

<p>の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの</p>	
<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
<p>(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	86,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
<p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	67,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
<p>b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
<p>(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p>	

〔略〕	

別表第2の6(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から第3項までにおいて「計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項及び次項において「適合性判定」という。)を受けようとする者	

a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	57,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
〔略〕	

別表第2の6(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第11条第1項____の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から第5項までにおいて「計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項から第4項までにおいて「適合性判定」という。)を受けようとする者	

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分(以下この項から第3項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。)である場合

非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物又は複合建築物(非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法(以下この項において「標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上

241,000円

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分(以下この項から第5項までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第5項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。)である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法(以下この表において「標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上

224,000円

等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	297,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 〔略〕	〔略〕
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	32,100円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	92,100円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	115,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用い	

等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 〔略〕	〔略〕
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この表において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用い	

て評価を行う場合  
 a 〔略〕  
 b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの  
 (オ) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項から第3項までにおいて「標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合  
 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
 b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの  
 (カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項から第3項までにおいて「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合  
 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
 b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの  
 (キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項から第3項

〔略〕

27,500円

71,900円

120,000円

34,200円

59,300円

て評価を行う場合  
 a 〔略〕  
 b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの  
 (オ) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この表において「標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合  
 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
 b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの  
 (カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この表において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合  
 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
 b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの  
 (キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この表

〔略〕

26,000円

67,000円

114,000円

32,000円

56,000円

<p>までにおいて「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の場合</p> <p>(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b [略]</p>	<p>53,000円</p> <p>89,300円</p> <p>36,100円</p> <p>39,800円</p> <p>[略]</p> <p>26,900円</p> <p>[略]</p>	<p>_____において「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)の場合</p> <p>(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b [略]</p>	<p>50,000円</p> <p>85,000円</p> <p>34,000円</p> <p>37,000円</p> <p>[略]</p> <p>25,000円</p> <p>[略]</p>
<p>2 法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を受け</p>	<p>計画の変更に係る部分(床面積の増</p>	<p>2 法第11条第2項_____の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を受け</p>	<p>非住宅部分を有する建築物又は工場</p>

ようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)

ようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

- (ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合
- a 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項及び第4項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が

224,000円

	<u>300平方メートル未満のもの</u>	
	b <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	276,000円
(イ)	<u>当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u>	
	a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	23,000円
	b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	30,000円
(ウ)	<u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
	a <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	86,000円
	b <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	108,000円
(エ)	<u>当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
	a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	19,000円
	b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	26,000円

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合  
 (ア) 当該建築物について標準計

(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 (ア) 当該建築物について標準計	

<p>算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b [略]</p> <p>(イ)・(ウ) [略]</p>	18,000円	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b [略]</p> <p>(イ)・(ウ) [略]</p>	17,000円	<p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>3 <u>法第12条第2項の規定に基づく計画の適合性判定(以下この項において「計画の適合性判定」という。)を受けようとする者</u></p> <p><u>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</u></p> <p><u>(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用い</u></p>			<p>非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p>		

<u>て評価を行う場合</u>		
a	<u>非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</u>	<u>224,000円</u>
b	<u>非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上のもの</u>	<u>276,000円</u>
<u>(イ) 当該建築物の工場等部分に ついて標準入力法等基準を用い て評価を行う場合</u>		
a	<u>工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</u>	<u>23,000円</u>
b	<u>工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上のもの</u>	<u>30,000円</u>
<u>(ウ) 当該建築物の非住宅部分に ついてモデル建物法基準を用い て評価を行う場合</u>		
a	<u>非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</u>	<u>86,000円</u>
b	<u>非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上のもの</u>	<u>108,000円</u>
<u>(エ) 当該建築物の工場等部分に ついてモデル建物法基準を用い て評価を行う場合</u>		
a	<u>工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,000円</u>
b	<u>工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上のもの</u>	<u>26,000円</u>
<u>(オ) 当該建築物の住宅部分につ いて標準計算基準を用いて評価 を行う場合</u>		
a	<u>住宅部分の床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの</u>	<u>67,000円</u>

b	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ)	当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ)	当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円
イ	計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア)	当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
b	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円
(イ)	当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

<p>(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>25,000円</p> <p>28,000円</p>
<p>4 法第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p>

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係	19,000円

	る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
b	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ)	当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ)	当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ)	当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b	住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方	85,000円

		<p style="text-align: center;"><u>メートル以上のもの</u></p> <p>イ <u>計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u></p> <p>(ア) <u>当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u></p> <p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 17,000円</p> <p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 19,000円</p> <p>(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u></p> <p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 9,000円</p> <p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 10,000円</p> <p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p> <p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 13,000円</p> <p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 14,000円</p>	
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を受けようとする者</p>		<p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を受けようとする者</p>	

ア 書面の交付を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、第1項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)

ア 書面の交付を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「軽微な変更に係る部分

224,000円

の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平	26,000円

イ 書面の交付を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合  
 (ア) 当該建築物について標準計

方メートル以上のもの	
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円
イ 書面の交付を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計	

<p>算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b [略] (イ)・(ウ) [略]</p>	<p style="text-align: right;">18,000円</p> <p>[略] [略]</p>	<p>算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b [略] (イ)・(ウ) [略]</p>	<p style="text-align: right;">17,000円</p> <p>[略] [略]</p>
<p>4 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第6項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第6項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合 (ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は複合建築物である場合 a 当該建築物の非住宅部分につ</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>	<p>6 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表 _____ において「計画」という。)の認定(以下この表 _____ において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合 (ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表 _____ において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表 _____ において同じ。)を有しないものをいう。以下この表 _____ において同じ。)又は複合建築物である場合 a 当該建築物の非住宅部分につ</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>

いて\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_誘導標準入力  
法等基準\_\_\_\_\_を用いて  
評価を行う場合

- (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 241,000円(非住宅誘導基準適合証(法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 297,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、17,100円)

b 当該建築物の非住宅部分について\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_誘導モデル建物法  
基準\_\_\_\_\_を用いて評価  
を行う場合

- (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 92,100円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 115,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、17,100円)

c 当該建築物の住宅部分につい

いて省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(以下この表において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

- (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円(非住宅誘導基準適合証(法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)

b 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この表において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

- (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)

c 当該建築物の住宅部分につい

て省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

- (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,900円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
- (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 120,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
- d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合
- (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,200円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
- (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 59,300円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
- e 当該建築物の住宅部分につい

て省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

- (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
- (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
- d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合
- (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
- (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
- e 当該建築物の住宅部分につい

て省令第10条第2号イ(1)及び同号第ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合

- (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 53,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
- (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 89,300円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合

a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 36,100円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 39,800円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)

b [略]

c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

て省令第10条第2号イ(1)及び同号第ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この表 \_\_\_\_\_ において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合

- (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
- (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 85,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この表 \_\_\_\_\_ において同じ。)の場合

a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

- (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
- (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 37,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)

b [略]

c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

<p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) [略]</p> <p>イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合</p>	<p>26,900円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) [略]</p> <p>イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合</p>	<p>25,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>5 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合(ウの場合を除く。)</p> <p>(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>当該変更する建築物一棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p> <p>計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、前項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)</p>	<p>7 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者</p> <p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合(ウの場合を除く。)</p> <p>(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>当該変更する建築物一棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合</p>

	算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	224,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
c 当該建築物の住宅部分について	

- (イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合
- a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

て誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
e 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
(b) [略]	[略]	(b) [略]	[略]
b・c [略]	[略]	b・c [略]	[略]
イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。)	当該追加する建築物一棟ごとに、前項ア(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額	イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。)	当該追加する建築物一棟ごとに、第6項のアの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額
ウ [略]	[略]	ウ [略]	[略]
6 [略]	[略]	8 [略]	[略]

第2条関係 (令和8年10月1日施行分)

(\_\_\_\_改正部分)

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の名称	事務	手数料の額	区分	手数料の名称	事務	手数料の額
[略]				[略]			
高齢者地域支援事業関係	一般介護予防事業利用手数料	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第10項の規定による事業利用 介護予防普及啓発事業	1件につき <u>300円</u>	高齢者地域支援事業関係	一般介護予防事業利用手数料	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第10項の規定による事業利用 介護予防普及啓発事業	1件につき <u>200円</u>
[略]				[略]			

国庫補助事業における地方財政措置

◎過疎債（10世帯未満）の場合（総事業費 3千万円とした例）

改正前

総事業費	30,000,000円
------	-------------

国	市町村				
2/3	1/3				
67%	33%				
20,000,000	10,000,000				
	県	普交税（7割）	普交税（7割）	市費	事業者
1/25	7/75	7/50	3/100	3/100	
4%	9%	14%	3%	3%	
1,200,000	2,800,000	4,200,000	900,000	900,000	



改正後

【参画数1社】

総事業費	30,000,000円
------	-------------

国	市町村				
1/2	1/2				
50%	50%				
15,000,000	15,000,000				
	県	普交税（7割）	普交税（7割）	市費	事業者
3/50	7/50	21/100	3/50	3/100	
6%	14%	21%	6%	3%	
1,800,000	4,200,000	6,300,000	1,800,000	900,000	

【参画数複数社】

総事業費	30,000,000円
------	-------------

国	市町村				
2/3	1/3				
67%	33%				
20,000,000	10,000,000				
	県	普交税（8割）	普交税（8割）	市費	事業者
2/75	8/75	4/25	1/100	3/100	
2.7%	10.7%	16%	1%	3%	
800,000	3,200,000	4,800,000	300,000	900,000	

( 改正部分 )

改 正 後				改 正 前			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
区分	要件	分担金	使用料	区分	対象世帯	分担金	使用料
過疎債を充てる場合	10世帯未満	なし	100分の3	過疎債を充てる場合	10世帯未満	なし	100分の3
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が複数の場合	315分の23	105分の4		10世帯以上100世帯未満	315分の23	105分の4
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合	210分の23	35分の2		100世帯以上	210分の23	35分の2
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合	210分の23	35分の2	辺地債を充てる場合	10世帯未満	なし	50分の1
10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合	210分の23	35分の2	10世帯以上100世帯未満		45分の4	45分の1	
10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合	210分の23	35分の2	100世帯以上		15分の2	30分の1	
辺地債を充てる場合	10世帯未満	なし	50分の1	過疎債又は辺地債を充てない場合	10世帯未満	630分の23	105分の2
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が複数の場合	45分の4	45分の1		10世帯以上100世帯未満	315分の23	105分の4
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合	15分の2	30分の1		100世帯以上	210分の23	35分の2
過疎債又は辺地債を充てない場合	10世帯未満	630分の23	105分の2				
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が複数の場合	315分の23	105分の4				
	10世帯以上かつ事業に参画する事業者の数が1の場合	210分の23	35分の2				

議第37号

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部子ども未来課

( \_\_\_\_\_ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(虐待等の<u>禁止</u>)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(虐待等の<u>防止</u>)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

(6) \_\_\_\_\_ 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) [略]

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第22条 [略]

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに 利用に当たっての留意事項

(8)～(11) [略]

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員\_\_\_\_\_の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第22条 [略]

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者\_\_\_\_\_は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議第38号

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部子ども未来課

第1条関係（安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

（\_\_\_\_\_改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p>

育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 〔略〕

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

\_\_\_\_\_に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 〔略〕

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第2条関係（安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

（\_\_\_\_\_改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>_____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>



議第40号

安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部福祉課

(改正部分)

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員) 第2条 老人ホームの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 老人ホームの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
安来市養護老人ホームふるかわ	安来市古川町831番地1	50人	安来市養護老人ホーム鴨来荘	安来市月坂町563番地	50人

議第41号

安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

安来市立病院事務部経営管理課

第1条関係（安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）（\_\_\_\_\_改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第7条まで及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第8条まで及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

第2条関係（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）（\_\_\_\_\_改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 〔略〕</p> <p>（安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第7条 安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第7条まで及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 〔略〕</p> <p>（安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第7条 安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第8条まで及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

( \_\_\_\_\_ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した事による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するもので、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を _____、<u>第2号から第5号まで</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した事による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するもので、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで</u></p>

のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって、補償基礎額とする。

(1)～(5) [略]

4 [略]

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長・班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

備考 [略]

のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって、補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2)～(6) [略]

4 [略]

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長・班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 [略]

議第43号

安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

消防本部予防課



テント型サウナ室



バレル型サウナ室



簡易サウナ設備（薪ストーブ）

( \_\_\_\_\_ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)</u>及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 <u>一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(サウナ設備 _____)</p> <p>第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)</u> _____ の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u>(個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) [略]</p>
---	---

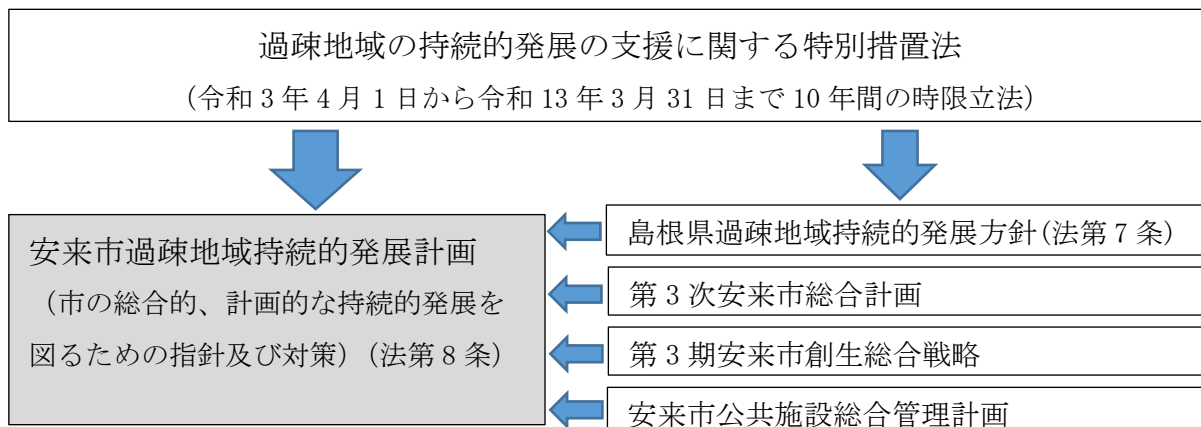
## 議第 4 4 号

安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて 説明資料

政策推進部政策企画課

### 1 概要

#### (1) 計画の位置づけ



#### (2) 計画期間 (安来市過疎地域持続的発展計画 (以下「計画」) 12 ページ)

令和 8 年度から令和 12 年度まで (法期限の後期 5 年で設定、県方針と同様)

### 2 主な変更点

#### (1) 基本目標 (計画 11 ページ)

「第 3 期安来市創生総合戦略」における大目標及び中目標と同一。

	指標	目標値
大目標	人口の維持 (2030 年末時点)	32,600 人
中目標	出生数の維持 (毎年)	202 人
	社会増減数の達成 (2030 年末時点)	▲33 人

※計画の達成状況 (基本目標) を毎年度、議会へ報告

#### (2) 関連計画との調整・新規事業の追加

- 第 3 次安来市総合計画、第 3 期安来市創生総合戦略等を踏まえた文言修正
- 安来スマートインターチェンジ (仮称) 整備関連事業の追加
- 小中学校適正配置事業の追加

議第45号

市道路線の認定について

議第46号

市道路線の変更について

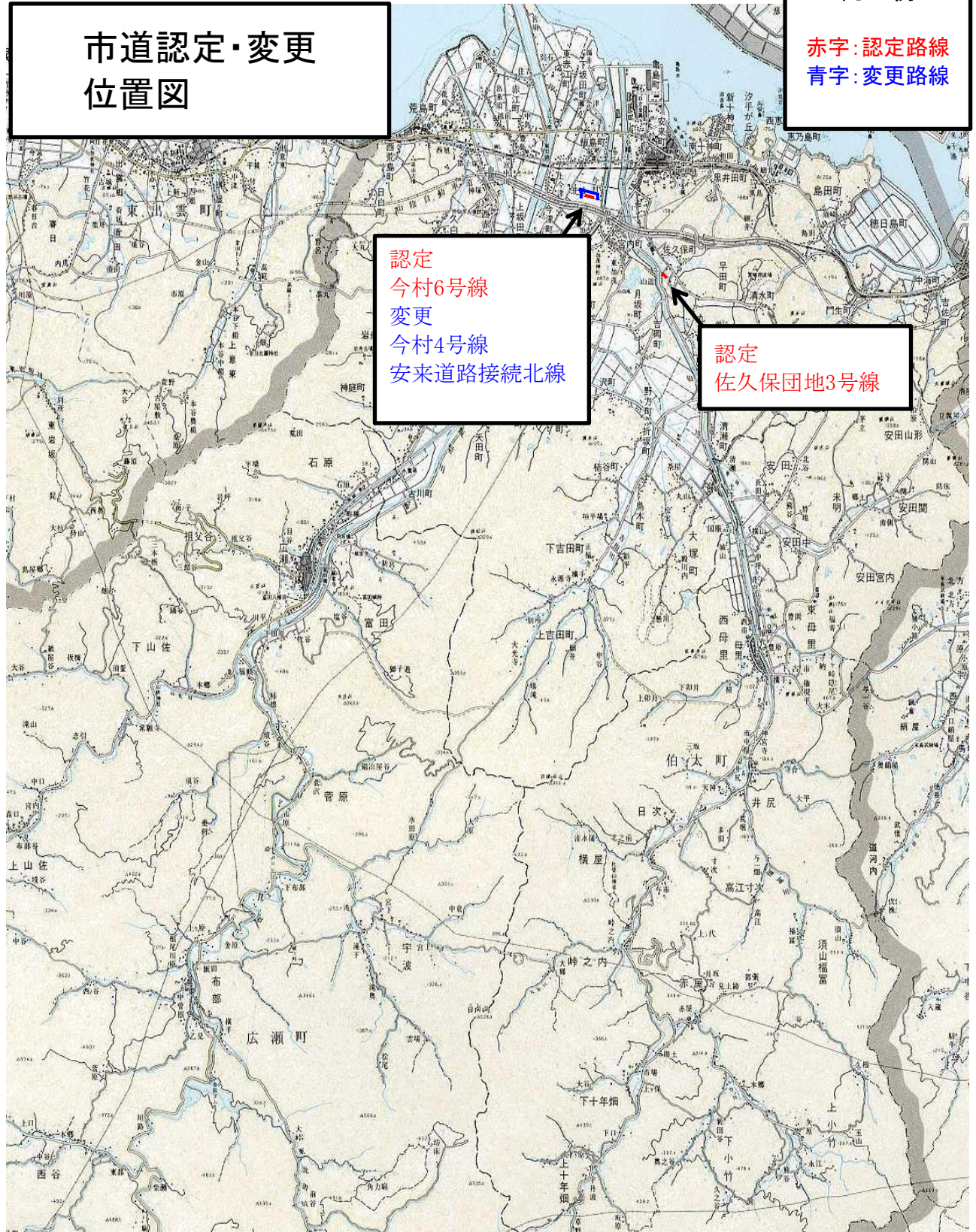
説明資料

建設部土木建設課

凡例

赤字: 認定路線  
青字: 変更路線

市道認定・変更  
位置図

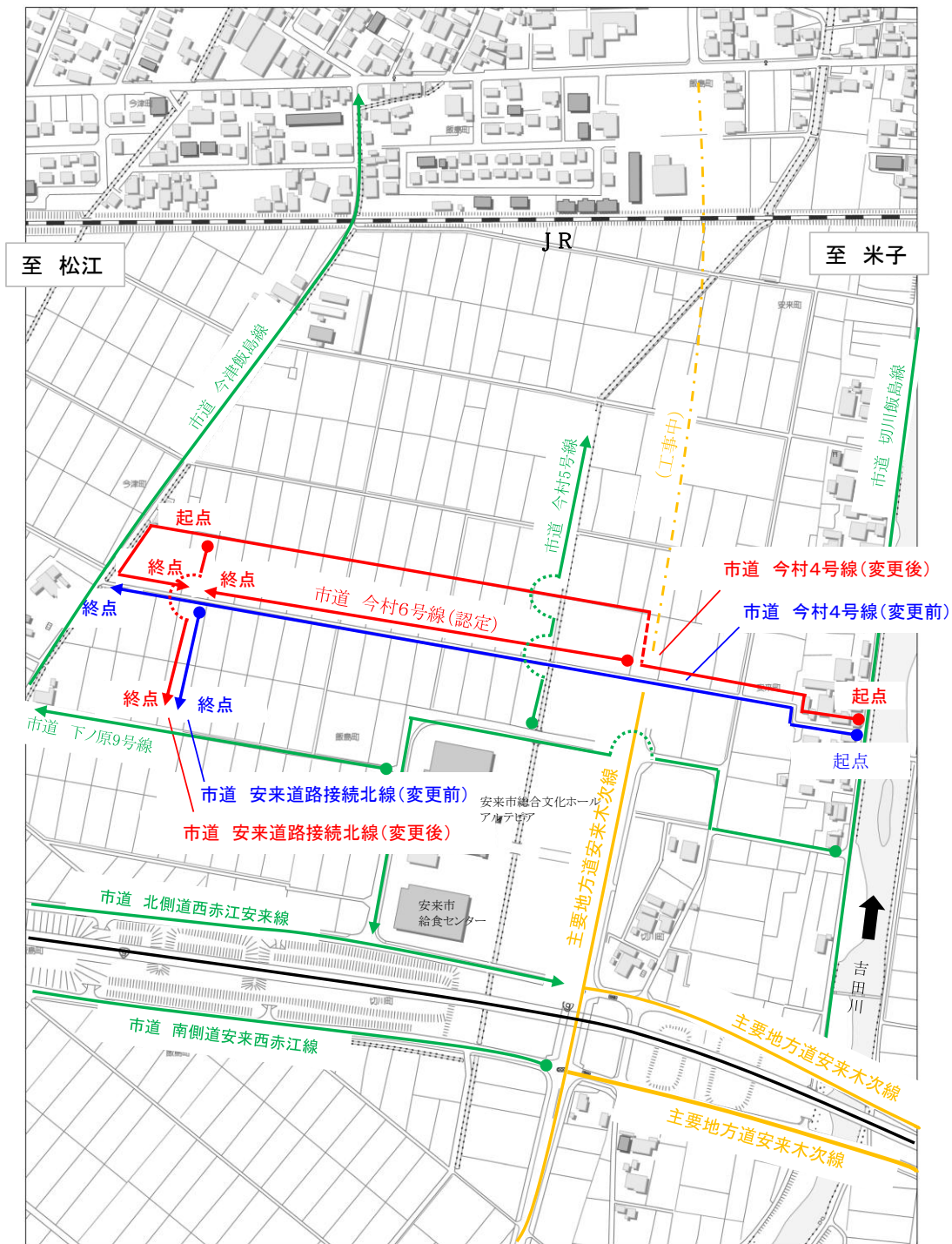


議第45号

市道路線の認定について

議第46号

市道路線の変更について 説明資料



【認定】

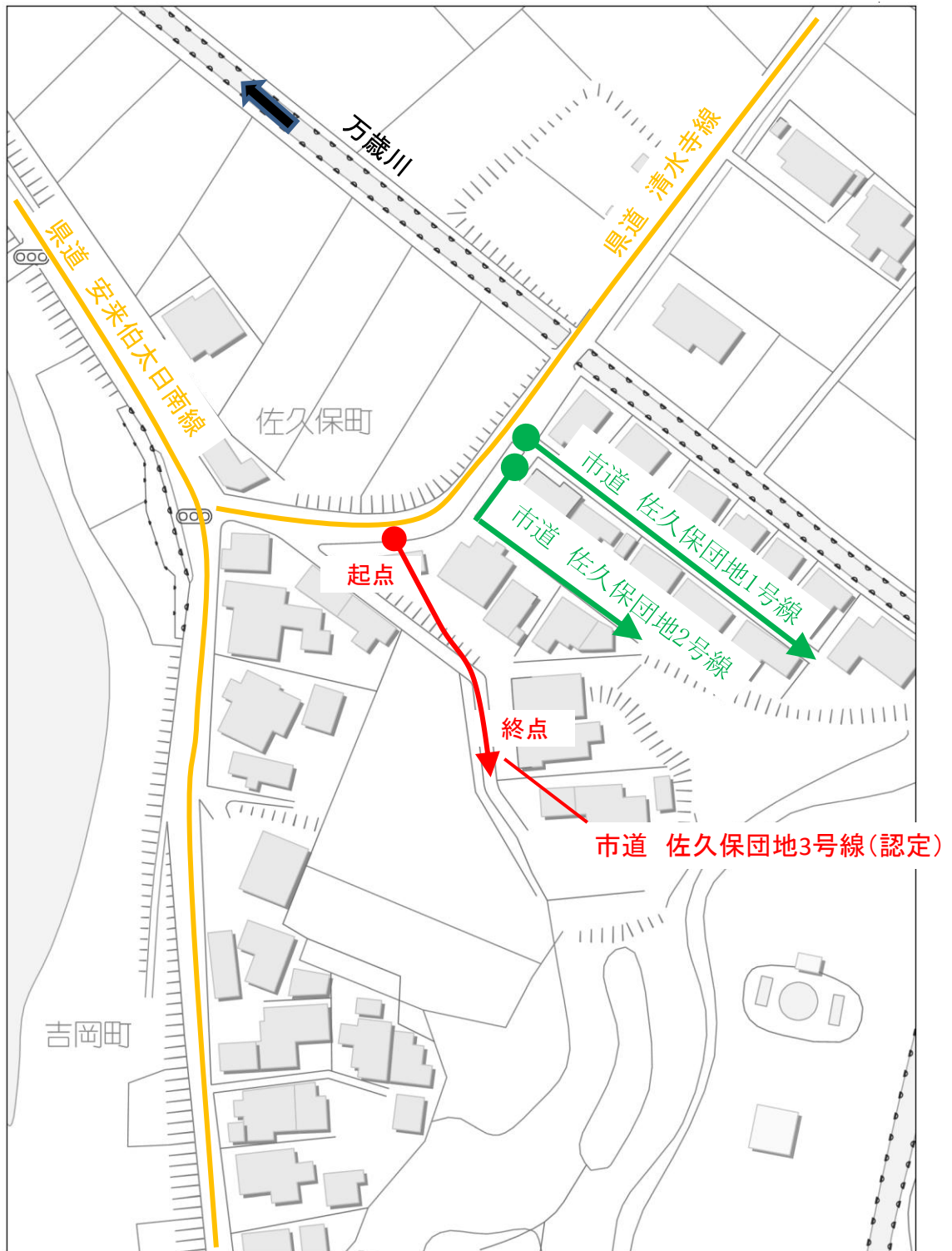
路線番号	路線名	延長	幅員
A3288	今村6号線	107.0メートル	2.16メートル

【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A3023	今村4号線	650.5メートル	2.23メートル
A3023	今村4号線	873.0メートル	4.30メートル
A3285	安来道路接続北線	95.0メートル	8.00メートル
A3285	安来道路接続北線	145.0メートル	8.00メートル

議第45号

市道路線の認定について 説明資料  
建設部土木建設課



【認定】

路線番号	路線名	延長	幅員
A7225	佐久保団地3号線	72.5メートル	3.51メートル